

特定創業支援等事業を受けた創業者への支援

特定創業支援等事業とは、明石市が国からの認定を受けた創業を行おうとする者に行う継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく事業を言います。対象となる方が一定要件を満たすと、各種優遇措置が受けられる支援証明書を申請することができます。

申請いただけの方

- 1 事業を営んでおらず、これから創業を行おうとする個人
- 2 事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人

※事業を開始した日は、開業届又は法人設立届出書に記載されている開業日（設立年月日）で判断します。

申請要件

- 1 ケ月以上継続して、創業に必要な4つの分野の知識を習得

4つの分野	内容
経営	経営全般、事業計画策定 など
財務	財務、会計、経理、税務、資金計画 など
人材育成	人材確保・育成、人事・労務管理、雇用 など
販路開拓	販売促進、商品開発、マーケティング、販路開拓 など

申請方法

申請窓口 明石市商工政策課

Tel : 078-918-5098 fax : 078-918-5126



申請書類 証明書発行に係る申請書、

創業支援カルテ（明石商工会議所又は明石市産業振興財団で発行）

特定創業支援等事業と規定している講座等

明石商工会議所 … 創業塾・個別相談

明石市産業振興財団 … 起業セミナー・個別相談

創業者が受けられる優遇措置

- 1 法人登記する際の「登録免許税」が半額になる

明石市内で会社を設立する場合、法務局で法人登記する際にかかる登録免許税が半額になります。

例：株式会社：最低税額 15 万円の場合 7.5 万円（資本金の 0.7%→0.35%）

合同会社：最低税額 6 万円の場合 3 万円（資本金の 0.7%→0.35%）

- 2 「創業関連保証」が 6 か月前から利用できる

「無担保・第三者保証なしの創業関連保証」が事業開始の 6 か月前から 利用できるようになります。※別途審査を経て申請

- 3 「新規開業資金」の貸付利率引下げの対象になる

明石市内で創業する場合、日本政策金融公庫の「新規開業資金」の貸付利率の引下げ対象となります。※別途審査を経て申請